

福岡市スポーツ推進計画について（案）

I 計画策定の趣旨・概要

1 策定の趣旨、背景

スポーツとは、スポーツ基本法前文において、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、競技スポーツだけでなく、ウォーキング等の身近な運動やレクリエーション活動などの様々な身体活動を含んでいます。

福岡市では、多様化する市民ニーズや市民スポーツを取り巻く様々な環境変化に的確に対応するとともに、スポーツ振興に関連のある施策・事業の相互連携により、効果的、効率的に施策を推進するため、平成 22 年に「福岡市スポーツ振興計画」（以下、前期計画という）を策定し、これまで同計画に基づいて様々な施策を展開してきました。

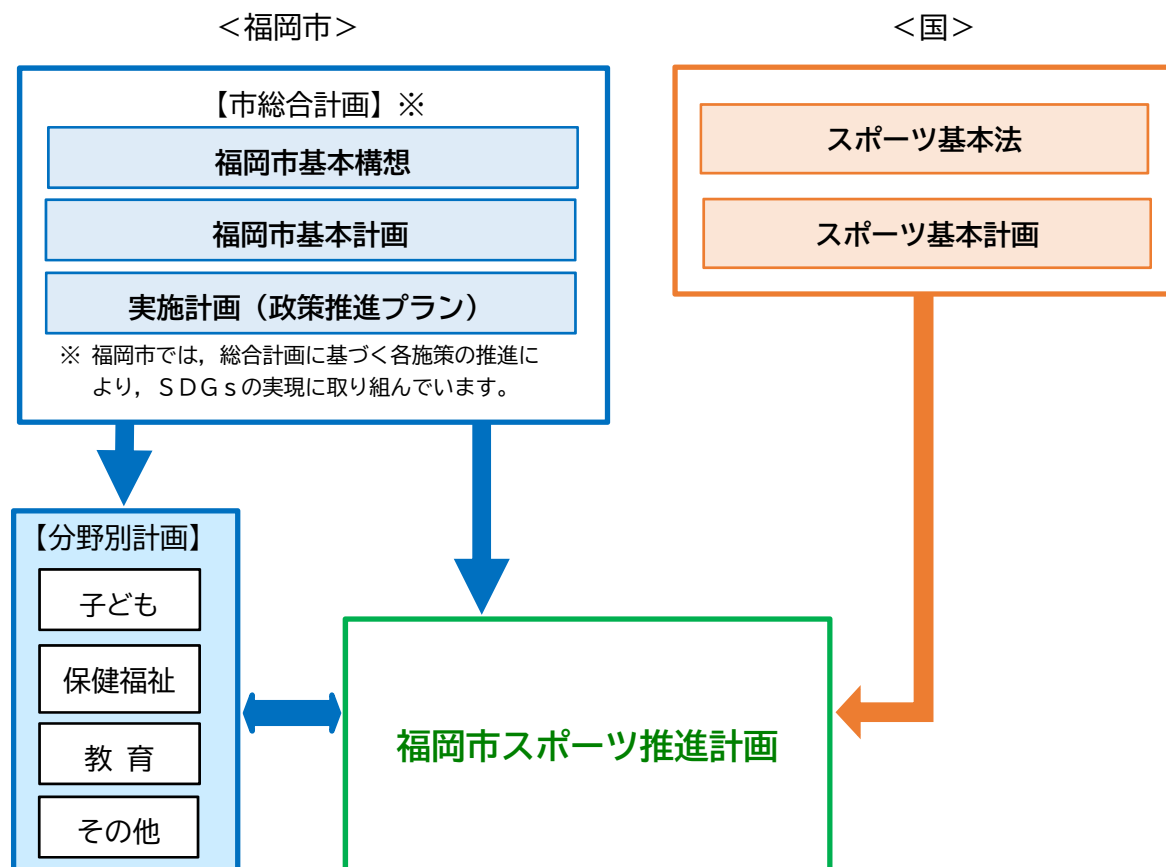
そうした中、国においては、平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定され、平成 27 年 10 月にはスポーツ庁が設立されました。そして、令和 4 年 3 月には、「第 3 期スポーツ基本計画」の策定が予定されています。

また、少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきています。

そうした状況を踏まえながら、福岡市のスポーツ施策をより一層効果的、効率的に推進していくために、「福岡市スポーツ推進計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すものです。



3 計画期間

令和4年度から令和13年度の10年間

II 計画の理念と目標

1 計画の理念

「充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現するため、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる都市をめざす」

スポーツは、人々に楽しみや達成感、活力をもたらすほか、夢や希望、大きな感動を与えるものであり、心身の両面に影響を与える文化として、個々人の身体的及び精神的な健康の維持や、生きがいに満ちた生き方の実現につながるものです。

また、人と人をつなぎ、地域と地域をつなぎ、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成のために大きな役割を果たすものです。

スポーツを「する」ことで、「楽しさ」、「喜び」が得られ、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現することができ、スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られるとともに、家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができ、スポーツを「ささえる」ことで、スポーツを「する」ことや「みる」ことを促進し、多くの人々が交わり共感しあい、社会の絆が強くなっていくことが期待されます。

スポーツを通じて、市民生活の充実や地域社会の活性化を図っていくことは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるものであり、子どもから高齢者まで、障がいの有無や性別、国籍の違いなどに関わらず、個々の体力や状況等に合わせて、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えていくため、「充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現するため、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる都市をめざす」を計画の基本理念とし、その実現を目指してまいります。

2 計画の目標及び成果指標

本計画では、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の3つの視点から、計画的かつ体系的に施策を推進していくため、3つの目標を掲げるとともに、目標毎に取組みの成果を把握していくための成果指標を設定します。

なお、成果指標については、令和2年度及び令和3年度がコロナウイルス感染症の影響が大きいことを勘案し、令和元年度の数値を基準として、目標値の設定を行います。

(1) スポーツを「する」

目標1 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり

成果指標	基準値 (R元)	目標値 (R13)
スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合	55.4%	➡ 70.0%
運動やスポーツを継続したいと思う児童の割合	72.7%	➡ 90.0%
運動やスポーツを継続したいと思う生徒の割合	63.1%	➡ 80.0%

※児童は小学生、生徒は中学生を指す

(2) スポーツを「みる」

目標2 スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり

成果指標	基準値 (R元)	目標値 (R13)
福岡市はスポーツ観戦機会に恵まれた都市だと思う市民の割合	77.7%	➡ 85.0%

(3) スポーツを「ささえる」

目標3 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり

成果指標	基準値 (R元)	目標値 (R13)
スポーツを「する」場や機会が身近にあると感じる市民の割合	59.1%	➡ 70.0%

スポーツ推進の概念

[本市を取り巻く環境の変化等]

- 少子高齢化、人生100年時代の到来
- ワーク・ライフ・バランス、働き方改革
- 持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取り組み
- 厳しい財政状況、公共施設の老朽化
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 など

スポーツの価値

- ・心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得 など 『**スポーツそのものが有する価値**』
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進 など 『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

目指す姿

《理念》

充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現するため、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる都市をめざす

する

- 生涯にわたって、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる。
- 子どものスポーツや外遊びの機会が充実している。

みる

- 一流のプレーを間近に見て、夢や希望を持つことができる。
- スポーツが都市に魅力と活力を生み出している。

ささえる

- スポーツ活動を支えるハード、ソフト、人材が充実している。
- 多様な主体が連携し、持続的に活動している。

計画的・体系的に施策を推進し、
「する」「みる」「ささえる」の好循環をつくる！

スポーツ推進計画
による施策の推進

Ⅲ 施策の推進

1 施策体系

各目標の達成に向け、計画的かつ体系的に施策を推進していくため、市が取り組む施策体系を次のとおりとします。

目標1 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり 【する】

1-1 誰もがスポーツに親しめる機会の創出

- ① 暮らしの中のスポーツの推進
- ② スポーツによる健康増進
- ③ 誰もが一緒に楽しめるスポーツの普及・振興
- ④ 女性、障がい者、高齢者、働く世代などのスポーツの促進

1-2 子どもがスポーツをはじめるきっかけづくり

- ① 外遊びの推進
- ② 体力向上の取組み
- ③ 体験、きっかけづくり
- ④ 継続的なスポーツ実施の促進
- ⑤ 部活動の地域移行等への対応

1-3 スポーツで地域のきずなづくり

- ① 地域におけるスポーツの推進
- ② 多様な主体との連携

1-4 競技としてのスポーツの振興

- ① 大会開催・出場支援
- ② 市民総合スポーツ大会、福岡マラソン
- ③ 競技団体等の支援
- ④ スポーツ顕彰

目標2 スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり 【みる】

- 2-1 スポーツ観戦機会を増やす
 - ① プロスポーツを活かしたスポーツの振興
 - ② 大規模大会の開催
 - ③ 情報発信強化

- 2-2 都市の活力・魅力を創出する
 - ① スポーツコミッション
 - ② スポーツを通じた国際交流の推進

目標3 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり 【ささえる】

- 3-1 スポーツ活動の場の充実
 - ① 公共スポーツ施設の利便性向上、計画的な維持管理
 - ② 民間施設等のさらなる活用

- 3-2 多様な主体との連携推進
 - ① 民間、大学等との連携
 - ② 福岡市スポーツ協会との連携

- 3-3 スポーツ活動を支える担い手づくり
 - ① 競技団体等の支援
 - ② スポーツに関する人材の育成
 - ③ 安全安心、スポーツインテグリティの確保
 - ④ スポーツ顕彰

- 3-4 情報発信の強化
 - ① 広報活動の充実
 - ② 情報収集、実態把握の推進

【今後のスケジュール（予定）について】

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
◆議会報告	◇審議会	◇審議会 (原案)	◆議会報告 (原案)	パブリック コメント	◇審議会 (答申案)	★策定 計画 公表
参考：国の第3期スポーツ基本計画策定						
	◇中間報告案 パブリック コメント			★策定 計画 公表		